

## BELS評価料金

単位：円（税込）

| 一戸建ての住宅 |   | 手数料    |
|---------|---|--------|
| 1       | 標準（下記に示すもの以外）   | 36,000 |
| 2       | 木造一戸建て住宅で「当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法」により外皮計算を行う場合             | 31,000 |
| 3       | 木造以外の構造（部分型式性能認定書を添付する場合を除く）                                      | 46,000 |
| 4       | 他制度で既に審査又は評価がなされた場合等で、かつセンターが外皮基準及び一次エネルギー消費量性能基準の審査を省略できると判断した場合 | 7,000  |
| 5       | 他制度で既に審査又は評価がなされた場合等で、かつセンターが外皮基準の審査を省略できると判断した場合                 | 20,000 |

※変更審査料金（前回の評価をセンターが行っている場合に限る）は、18,000円とする。

但し、変更内容が評価に影響のない記載事項の場合は、7,000円とする。

# 有限会社 広島県東部建築確認センター BELS料金規程

## (目的)

第1条 この規程は別に定める「有限会社 広島県東部建築確認センターBELS評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、有限会社 広島県東部建築確認センター(以下、「センター」という。)がBELS評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

## (評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表に掲げるとおりとする。

## (評価料金の収納方法)

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込又は現金により納入するものとする。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 センター及び申請者は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

## (評価料金を減額するための要件)

第4条 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断した場合は、評価料金を減額することができるものとする。

## (評価料金を増額するための要件)

第5条 申請者の非協力その他センターの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期となった場合は、評価料金を増額することができるものとする。

## (評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、センターの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

## 附 則

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。